公費負担による医療証（受給者証）をお持ちの方へ

組合員又は被扶養者が、県や市町などの地方公共団体から医療証（受給者証）の交付又は継続により、医療機関等の窓口負担の全額又は一部が免除される場合は、重複給付を避けるために附加給付等の給付を停止しています。届出が遅れると、附加給付等を返金していただくことになりますので、医療証（受給者証）をお持ちの方は、共済組合まで届出をお願いします。

また、医療証（受給者証）の継続申請を行わない等、受給資格を喪失した場合も届出をお願いします。

届出対象となる医療証（受給者証）・医療費助成制度の例



- ㊍医療費受給者証
- こども医療費受給者証（県外居住者のみ）
- ひとり親家庭等医療費受給資格証

※上記以外の公費負担による医療費助成制度を受けている場合も届出をお願いします。

提出書類

医療費助成制度（適用・非適用）届出書　（石川支部ホームページよりダウンロード可）
https://www.kouritu.or.jp/ishikawa/tetsuduki/kyosai/yoshiki/
トップページ ▶ 石川支部について：諸用紙ダウンロード ▶ 医療費助成制度（適用・非適用）届出書

添付書類

適用（新規・継続）となった場合　：今年度交付された医療証（受給者証）の写し
適用停止（受給資格喪失）となった場合　：停止に関する通知文の写し

「確定申告はご自宅からスマホとマイナンバーカードでe-Tax！」
～医療費控除の確定申告は、マイナポータル連携が便利です！～

▶ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、金額等を入力するだけで、**自動計算**で医療費控除を適用した**申告書の作成・e-Taxによる送信**ができます。

確定申告書等作成コーナー（申告書の作成はこちら）

▶ さらに、**マイナポータル連携**を利用すると、医療費情報を申告書に**自動入力**できます。

確定申告特集（確定申告に係る情報はこちら）

▶ e-Tax・マイナポータル連携に必要なもの

☑マイナンバーカード読取対応の**スマホ**（又はICカードリーダライタ）
☑**マイナンバーカード**と**パスワード2つ**
①署名用電子証明書のパスワード（**英数字6～16文字**）
②利用者証明用電子証明書のパスワード（**数字4桁**）

⚠マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限をご確認ください！

※有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができませんので、お早めに更新手続をお願いします。

デジタル庁公式note（更新手続等はこちら）

※毎年2月9日以降、マイナポータル連携で、1年間分の保険診療分の医療費の情報を取得できますが、はり・きゅう等の施術費用や整骨院・接骨院の柔道整復療養費など取得できない情報もあります。
※事前にマイナポータルで代理人の登録を行うことにより、申告に含めることが可能なご家族の医療費情報をマイナポータル連携で取得することができます。
※医療費控除の適用を受ける場合、支払った医療費から共済組合から支給される金額を差し引いて控除額を計算する必要がありますので、ご注意ください。